

第五号書式〔第2条〕

	番	号
	年	月 日
日本銀行「何」店あて		
	〔	〕
	歳入歳出外現金出納官吏	
	歳入歳出外現金出納官吏代理	
「何」庁		官職 氏名 印
	分任歳入歳出外現金出納官吏	
	分任歳入歳出外現金出納官吏代理	
	〕	
取引関係通知書		
(官職氏名)は、本日付をもって、貴店との間に保管金 供託金の保管に関する取引を開始するので 通知します。		
(理由)		
(附記)		
日本銀行「何」店受付		
年 月 日		

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- (2) 通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。
- (3) 第2条第1項の規定により歳入歳出外現金出納官吏の異動があつた場合において作成する通知書には、前任の歳入歳出外現金出納官吏の官職及び氏名を附記するものとする。
- (4) 第2条第2項の規定により作成する通知書には、歳入歳出外現金出納官吏代理又は分任歳入歳出外現金出納官吏代理（歳入歳出外現金出納官吏代理又は分任歳入歳出外現金出納官吏代理の名で作成するときは、歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。
- (5) 第2条第4項の規定により残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏が定められた場合において作成する通知書には、廃止される歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の官職及び氏名並びに残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の代理官（残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の代理官の名で作成するときは、歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。